

# 香川県報



第 93 号

平成 17 年

11月25日(金曜日)

## 告 示

### ●香川県告示第七百二十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

#### 1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

高松市香西南町455-1

フオイ電子株式会社

代表取締役 大西 通義

(2) 事業場の所在地及び名称

観音寺古古岡町262

フオイ電子株式会社 観音寺工場

(3) 変更しようとする事項の内容

建物増築に伴う特定施設（ジクロロメタンによる洗浄施設及びジクロロメタンによる蒸留施設）の設置場所の変更及び排水口（1ヶ所）の増加並びに浄化槽（非特定施設）設置による排水量の増加。

(4) 特定施設に関する事項

設置場所の変更のみであり、使用方法等に変更はない。

(参考) ジクロロメタンによる洗浄施設からの汚水等はジクロロメタンによる蒸留施設で蒸留し、循環再利用している。なお、蒸留施設からの汚水等は産業廃棄物として委託処分している。

(5) 汚水等の処理施設に関する事項  
なし。

## 告 示

### 目 次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

○瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請	（環境管理課）	一
○身体障害者福祉法施行令の規定による医師の指定の辞退の予告	（障害福祉課）	二
○道路の供用開始	（道路保全課）	二
○道路の区域変更	（ " " ）	二
○道路の区域変更及び供用開始	（ " " ）	三
公 告		
○大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出	（経営支援課）	三
○平成十七年香川県公告第四百四十八号（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）の一部訂正	（ " " ）	六
○争議行為を行う旨の通知	（労働政策課）	六
●昭和四十五年香川県公告第三十四号（農業振興地域の指定）及び昭和四十六年香川県公告第二百一十四号（農業振興地域の指定）の一部変更	（農 政 課）	七
●農業振興地域の指定	（ " " ）	七
○土地改良事業の適否決定	（土地改良課）	八
○土地改良事業に係る換地計画の適否決定	（ " " ）	八
○土地改良事業の認可	（ " " ）	九
○土地改良事業計画変更の認可	（ " " ）	一〇
教育委員会告示		
○平成十八年度における香川県立学校の生徒及び幼児の定員		一〇

(6) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	区 分	第 2 排 水 口	最大
	項 目		
水素イオン濃度		5.8~8.6	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		15	20
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)		20	30
浮遊物質 (mg/ℓ)		15	20
窒素含有量 (mg/ℓ)		40	80
りん含有量 (mg/ℓ)		5	8
ジクロロメタン (mg/ℓ)		N D	N D
排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)		15	20

他に排水口が8箇所（うち、雨水専用7箇所）ある。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成17年11月25日から  
平成17年12月16日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課  
観音寺市市民部生活環境課

●香川県告示第七百十三号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第二条第二項の規定により、医師の指定の辞退の予告があった。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

予告期間満了年月日（辞退年月日）	医師の氏名	障害の種類	所属病院又は診療所の名称	所在地
平成十八年一月十二日	山地 善紀	肢体不自由	善紀クリニック	仲多度郡多度津町西浜十一番三十号

●香川県告示第七百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十一月二十五日から同年十二月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 長尾丸亀線（四十六号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡満濃町大字長尾字佐岡二八三番一地从先から 仲多度郡満濃町大字羽間字安造田一八一二番一地从先まで	一〇・五 二四・〇	一五〇	平成十五年香川県告示第五百九十九号で変更した区域

四 供用開始の期日 平成十七年十一月二十五日

●香川県告示第七百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十一月二十五日から同年十二月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 池田町道
- 二 路線名 奥山線
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	後			
小豆郡池田町大字室生字池ノ内一 四七九番一地从先から 小豆郡池田町大字室生字池ノ内一 四七九番四地先まで	九・六	一八・五	四六・六	七四	過疎代行業による道路改築
	四六・六	六五・〇			

●香川県告示第七百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十一月二十五日から同年十二月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 神の浦吉野線（二百六十八号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	後			
小豆郡池田町大字吉野字小川一五 二九番一地从先から 小豆郡池田町大字吉野字小川一五 一二番三地从先まで	四・四	四・八	三七・〇	三九七	道路改修工事に伴う現道拡幅
	三七・〇	三四・二			

四 道路の供用開始

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)	備考
	前	後		
小豆郡池田町大字吉野字小川一五 二九番一地从先から 小豆郡池田町大字吉野字小川一五 一二番三地从先まで	四・四	四・八	三七・〇	道路改修工事に伴う現道拡幅
	三七・〇	三四・二		

五 供用開始の期日 平成十七年十一月二十五日

公 告

●香川県公告第六百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ水田店 高松市東山崎町三八四番一ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前十時

変更後 午前九時

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午後十時

変更後 午後十一時

(三) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時四十分から午後十時二十分まで

変更後 午前八時四十分から午後十一時二十分まで

4 変更年月日

平成十七年十二月二十一日

5 変更する理由

顧客の利便性向上のため

二 届出年月日

平成十七年十一月十四日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年十一月二十五日(金曜日)から平成十八年三月二十七日(月曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年三月二十七日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第六百五十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定による変更の届出があつたので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ田町店 高松市田町四番十ほか

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前十時

変更後 開店時刻 午後八時

閉店時刻 午後九時

変更後 閉店時刻 午後十一時

4 変更年月日

平成十七年十二月二十一日

二 届出年月日

平成十七年十一月十四日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年十一月二十五日（金曜日）から平成十八年三月二十七日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年三月二十七日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第六百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があつたので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ円座店 高松市円座町九五六番二ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前十時  
閉店時刻 午後九時

変更後 開店時刻 午前九時  
閉店時刻 午後十一時

変更後 閉店時刻 午後十一時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時四十分から午後九時二十分まで

変更後 午前八時四十分から午後十一時二十分まで

4 変更年月日

平成十七年十二月二十一日

二 届出年月日

平成十七年十一月十四日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年十一月二十五日（金曜日）から平成十八年三月二十七日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年三月二十七日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第六百五十五号

平成十七年香川県公告第四百四十八号(大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出)の一部を次のように訂正する。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三の2中「同年十二月二十二日(木曜日)」を「同年十一月二十二日(火曜日)」に改める。

四中「平成十七年十二月二十二日(木曜日)」を「平成十七年十一月二十二日(火曜日)」に改める。

●香川県公告第六百五十六号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、香川医療生活協同組合職員労働組合執行委員長中西律子から次のとおり争議行為を行う旨、平成十七年十一月十五日通知があった。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 事件

平成十七年秋闘要求の完全獲得を目的として、労働組合のその相手方である院所開設者に対する争議

二 日時

平成十七年十一月二十八日午前零時以降、要求実現までの間

三 場所

- 香川医療生活協同組合
- 高松市栗林町一丁目三二二四
- 高松平和病院
- 高松市栗林町一丁目三二二四
- 善通寺診療所
- 善通寺市上吉田町六―八―九

生協みき診療所  
生協へいわ歯科  
コープ歯科まるがめ

老人保健施設「虹の里」

訪問看護ステーション「ひまわり」

訪問看護ステーション「ほがらか」

訪問看護ステーション「みき」

老人介護支援センター「ほのぼの」

ヘルパーステーション「虹の里」

ヘルパーステーション「ほがらか」

ヘルパーステーション「ほがらか」

四 争議行為の概要

前記の場所における、全体的または部分的な業務の停止をはじめとするあらゆる形の争議行為。

ただし、救急患者及び入院患者・入所者の保安に必要な要員は除く。

●香川県公告第六百五十七号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、香川勤労者医療福祉会職員労働組合執行委員長山田理江から次のとおり争議行為を行う旨、平成十七年十一月十五日通知があった。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 事件

平成十七年秋闘要求の完全獲得を目的として、労働組合のその相手方である院所開設者に対する争議

二 日時

平成十七年十一月二十八日午前零時以降、要求実現までの間

三 場所

- 香川勤労者医療福祉会
- 高松市木太町七区四六四番地
- 高松協同病院
- 高松市木太町七区四六四番地
- 争議行為の概要

前記の場所における、全体的または部分的な業務の停止をはじめとするあらゆる形の争議行為。

ただし、救急患者及び入院患者・入所者の保安に必要な要員は除く。

●香川県公告第六百五十八号

昭和四十五年香川県公告第三十四号（農業振興地域の指定）及び昭和四十六年香川県公告第二百十四号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更し、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第二項において準用する同法第六条第五項の規定により公告する。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

第一 昭和四十五年香川県公告第三十四号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更する。

一 及び四を削り、二を一とし、三を二とする。

第二 昭和四十六年香川県公告第二百十四号（農業振興地域の指定）の一部を次のように変更する。

六を削り、七を六とする。

●香川県公告第六百五十九号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定し、同条第五項の規定により公告する。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 地域の名称

観音寺農業振興地域（観音寺市）

二 指定区域

観音寺市の区域のうち、次に掲げる区域を除いた区域

- 1 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）による都市計画区域内の用途地域
- 2 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に基づき定められた地域森林計画の林班番号十九、二十、二十二及び二十三の区域並びに同法に基づき定められた国有林の地域別の森林計画の林班番号一から三までの各一部、十二の一部、十三の一部、六十

九から七十五まで及び七十七から八十九までの区域

3 豊浜港湾隣接地域及び同港臨港地区

4 室本港公有水面埋立地（昭和四十四年四月十日に竣工認可を受けた観音寺市室本町字七宝一〇〇番二地先から四八番一地先、昭和四十九年四月十九日に竣工認可を受けた同市室本町字宮の元二九三番三地先及び昭和六十三年十月六日に竣工認可を受けた同市室本町字宮の元二八四番地先）

5 平成十七年十一月二十四日に竣工認可を受けた観音寺市豊浜町箕浦地先公有水面埋立地

6 円上島、股島及び小股島

その関係図面は、香川県農政水産部農政課に備え置いて縦覧に供する。

●香川県公告第六百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十一月八日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十二月六日から同月二十六日まで縦覧に供する。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業一の井地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業御厩地区	〃
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業半田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業多肥支線地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業横井地区	香南町建設経済課

●香川県公告第六百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十一月十日適当と決定した。  
その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十二月六日から同月二十六日まで縦覧に供する。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業石ヶ鼻地区	高松市産業部 土地改良課
立満池土地改良区	単独県費補助土地改良事業中坪地区	香川町建設課
〃	単独県費補助土地改良事業前川原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業小三地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業山下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業下口東地区	〃

●香川県公告第六百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、さぬき市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業船井頭地区）を行うことについて平成十七年十一月十日適当と決定した。  
その関係書類をさぬき市建設経済部土地改良課において平成十七年十二月六日から同月二十六日まで縦覧に供する。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、香川町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業荒北地区）を行うことについて平成十七年十一月十一日適当と決定した。  
その関係書類を香川町建設課において平成十七年十二月六日から同月二十六日まで縦覧に供する。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市鬼無町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業横ノ原地区）を行うことについて平成十七年十一月十一日適当と決定した。  
その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十七年十二月六日から同月二十六日まで縦覧に供する。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、満濃町が土地改良事業（香川用水非受益地域用水確保事業（ため池整備事業 茶園場地区））を行うことについて平成十七年十一月十四日適当と決定した。  
その関係書類を満濃町建設課において平成十七年十二月六日から同月二十六日まで縦覧に供する。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、仲南町の土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）塩入地区）の換地計画について平成十七年十一月九日適当と決定した。  
その関係書類を仲南町建設水道課において平成十七年十二月六日から同月二十六日まで

縦覧に供する。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十一月四日認可した。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
小豆郡内海町土地改良区	香川用水非受益地域用水確保事業（さく井）古郷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）竹生地区
小豆郡土庄町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）馬越地区

●香川県公告第六百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十一月四日認可した。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名
家浦一号池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）家浦一号池地区
目島地区共同施行	香川用水非受益地域用水確保事業（貯水池）目島地区
大信地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大信地区

●香川県公告第六百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十一月九日認可した。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大窪池水路地区
楠見池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）楠見池水路地区

●香川県公告第六百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、実光地区共同施行が土地改良事業（非補助土地改良事業）（区画整理事業）実光地区）を行うことについて平成十七年十一月九日認可した。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業北下所地区
〃	単独県費補助土地改良事業本村二号地区
〃	単独県費補助土地改良事業沖川西地区

●香川県公告第六百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十一月十日認可した。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

〃	単独県費補助土地改良事業沖下所西地区
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業中池地区
〃	単独県費補助土地改良事業額池地区
高松市古高松土地改良区	単独市費補助土地改良事業大谷園地区
高松市三谷土地改良区	単独県費補助土地改良事業大神宮下池地区

●香川県公告第六百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、丸亀市綾歌町水橋池土地改良区が土地改良事業（維持管理事業）計画を変更することについて平成十七年十一月八日認可した。

平成十七年十一月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

教育委員会告示

●香川県教育委員会告示第四号

平成十八年度における香川県立学校の生徒及び幼児の定員を次のように定めたので、告示する。

平成十七年十一月二十五日

香 川 県 教 育 委 員 会

第1 中学校

学 校 名	生 徒 の 定 員			
	第1学年	第2学年	第3学年	計
香川県立高松北中学校	120	120	120	360
香川県立高瀬のぞみが丘中学校	80	80	80	240

第2 高等学校

1 全日制の課程

学 校 名	学 科 名	生 徒 の 定 員			
		第1学年	第2学年	第3学年	計
香川県立小豆島高等学校	普通科	124	124	130	378
香川県立土庄高等学校	普通科	148	180	190	518
香川県立三本松高等学校	普通科 理数科	187 35	175 35	155 35	517 105
香川県立大川東高等学校	普通科 環境デザイン科	— —	— —	60 30	60 30
香川県立石田高等学校	生産経済科 園芸科 園芸デザイン科 農業土木科 家政科	35 — 35 35 30	35 — 35 35 30	30 30 — 30 30	100 30 70 100 90
香川県立志度高等学校	電子機械科 情報科学科 商業科	35 35 80	35 35 80	35 35 80	105 105 240
香川県立津田高等学校	普通科	160	160	140	460
香川県立三木高等学校	文理科 総合学科	70 80	70 80	70 80	210 240
香川県立高松北高等学校	普通科	240	240	240	720
香川県立高松高等学校	普通科	320	320	320	960
香川県立高松工芸高等学校	機械科 電子機械科 電気科 工業化学科 建築科	40 — 40 40 40	40 40 40 40 40	40 40 40 40 40	120 80 120 120 120

香川県立高松商業高等学校	デザイン科	30	30	30	90
	工芸科	70	70	70	210
	美術科	25	25	25	75
香川県立高松西高等学校	商業科	200	200	240	640
	情報処理科	70	70	70	210
	英語実務科	40	40	40	120
香川県立高松東高等学校	普通科	240	280	280	800
	普通科	160	160	160	480
	施設園芸科	—	—	35	35
香川県立高松南高等学校	農業土木科	—	—	35	35
	環境科学科	40	40	—	80
	家政科	60	70	70	200
香川県立高松西高等学校	看護科	35	35	35	105
	普通科	280	280	280	840
	普通科	240	240	240	720
香川県立香川中央高等学校	普通科	275	275	315	865
	農業経営科	—	—	120	360
	畜産経営科	—	—	—	—
香川県立農業経営高等学校	園芸経営科	—	—	—	—
	農業生産科	120	120	—	—
	環境園芸科	—	—	—	—
香川県立坂出商業高等学校	動物科学科	—	—	—	—
	食農科学科	—	—	—	—
	商業科	105	105	140	350
香川県立坂出商業高等学校	情報処理科	30	30	35	95
	情報技術科	30	30	—	60

香川県立坂出高等学校	普通科	280	280	280	840
	音楽科	30	30	30	90
	機械科	35	35	35	105
香川県立坂出工業高等学校	電気科	35	35	35	105
	化学工学科	35	35	35	105
	建築科	35	35	35	105
香川県立丸亀高等学校	普通科	280	280	320	880
	看護科	35	35	35	105
	総合学科	160	160	160	480
香川県立丸亀城西高等学校	普通科	195	200	160	555
	商業科	—	—	60	60
	普通科	200	200	240	640
香川県立善通寺西高等学校	デザイン科	35	35	35	105
	生活文化科	60	60	70	190
	普通科	210	210	240	660
香川県立多度津工業高等学校	機械科	35	35	40	110
	電気科	35	35	35	105
	土木科	35	35	35	105
香川県立多度津水産高等学校	建築科	35	35	35	105
	海洋技術科	30	30	30	90
	海洋生産科	30	30	30	90
香川県立高瀬高等学校	海洋工学科	30	30	30	90
	普通科	160	160	160	480
	生産経済科	—	35	35	70
香川県立笠田高等学校	園芸科	—	35	35	70
	農産科学科	35	—	—	35

香川県立観音寺第一高等学校	植物科学科	35	—	—	35
	食品科学科	35	35	35	105
香川県立観音寺第一高等学校	家政科	30	35	35	100
	普通科	280	280	280	840
香川県立観音寺中央高等学校	理数科	35	35	35	105
	普通科	120	160	120	400
香川県立三豊工業高等学校	商業科	60	70	70	200
	食物科	40	40	40	120
香川県立三豊工業高等学校	機械科	35	35	40	110
	電気科	35	35	40	110
香川県立三豊工業高等学校	電子科	35	35	40	110

備考 香川県立農業経営高等学校の生徒の定員は、第1、2学年については農業生産科、環境園芸科、動物科学科及び食農科学科にそれぞれ区分して定めぬ。第3学年については農業経営科、畜産経営科、園芸経営科及び食農科学科にそれぞれ区分して定めぬ。

2 定時制の課程

学 校 名	学 科 名	生 徒 の 定 員				計
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
香川県立小豆島高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立土庄高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立三本松高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立志度高等学校	商業科	40	40	40	40	160
香川県立三本高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立高松高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立高松工芸高等学校	機械科	40	40	40	40	160
香川県立高松工芸高等学校	建築科	40	40	40	40	160

香川県立高松商業高等学校	インテリァ科	40	40	40	160
香川県立坂出工業高等学校	商業科	40	40	40	160
香川県立丸亀高等学校	機械科	40	40	40	160
	電気科	40	40	40	160
香川県立丸亀高等学校	普通科	40	40	40	160
香川県立普通寺西高等学校	普通科	—	40	40	120
香川県立多度津工業高等学校	機械科	40	40	40	160
	電気科	40	40	40	160
香川県立観音寺第一高等学校	普通科	40	40	40	160

3 通信制の課程

香川県立高松高等学校	普通科	500
香川県立丸亀高等学校	普通科	500

4 専攻科

学 校 名	学 科 名	生 徒 の 定 員		
		第1学年	第2学年	計
香川県立高松南高等学校	看護科	35	35	70
香川県立飯山高等学校	看護科	35	35	70
香川県立多度津水産高等学校	漁業科	10	10	20
	機関科			

備考 香川県立多度津水産高等学校の生徒の定員は、漁業科及び機関科に区分して定めぬ。

第3 盲学校、聾学校及び養護学校

1 高等部

学 校 名	学 科 名	生 徒 の 定 員
-------	-------	-----------

香川県立盲学校	普通科	27
	保健医療科	24
香川県立聾学校	普通科	27
	産業工芸科	
	被服科	
	理容科	
香川県立香川東部養護学校	普通科	59
香川県立香川中部養護学校	普通科	135
香川県立高松養護学校	普通科	27
	工芸科	56
香川県立香川丸亀養護学校	普通科	71
香川県立普通寺養護学校	普通科	61
香川県立香川西部養護学校	普通科	58

備考 香川県立聾学校の生徒の定員は、普通科、産業工芸科、被服科及び理容科に区分して定めない。

## 2 高等部専攻科

学 校 名	学 科 名	生徒の定員
香川県立盲学校	医療科	24
香川県立聾学校	産業工芸科	8
	被服科	
	理容科	

備考 香川県立聾学校の生徒の定員は、産業工芸科、被服科及び理容科に区分して定めない。

## 3 幼稚部

学 校 名	幼児の定員

香川県立盲学校	5
香川県立聾学校	15
香川県立香川中部養護学校	15

平成十七年十一月二十五日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています